2
(1)　借款は、ウズベキスタン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。
(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。
(b)　利子率は、年〇・三パーセントとする。
(c)　ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。
(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十年とする。
(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。
(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府当局の同意を得て延長することができる。

3
(1)　借款は、ウズベキスタンの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。
(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。
(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4
ウズベキスタン共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5
ウズベキスタン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6
3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してウズベキスタン共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためウズベキスタン共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7
ウズベキスタン共和国政府は、次のものを免除する。
(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してウズベキスタン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税
(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してウズベキスタン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税
(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備（車両を含む。）の輸入及び再輸出に関してウズベキスタン共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金
(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してウズベキスタン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

8
ウズベキスタン共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。
(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。
(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びウズベキスタン共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。
(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9
ウズベキスタン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。
(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料
(b)　計画に関連するその他の情報

10
両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をウズベキスタン共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。
本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。
二十三年八月二十二日にタシケントで
ウズベキスタン共和国駐在
日本国特命全権大使　加藤文彦
ウズベキスタン共和国
対外経済関係投資貿易大臣
エリヤル・ガニエフ閣下
（ウズベキスタン側書簡）
（訳文）
書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。
（日本側書簡）
本大臣は、更に、前記の了解をウズベキスタン共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。
二十三年八月二十二日にタシケントで
ウズベキスタン共和国
対外経済関係投資貿易大臣
エリヤル・ガニエフ
ウズベキスタン共和国駐在
日本国特命全権大使　加藤文彦閣下

○農林水産省告示第二千四百二十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。
平成二十五年九月四日
農林水産大臣　林　芳正

I
品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日
1　品種登録の番号　第22615号
2　品種登録の年月日　平成25年９月４日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Brassica rapa L. Emend. Metzg. ssp. pekinensis (Lour.) Hanelt
4　登録品種の名称　あきめき
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
茨城県つくば市観音台三丁目１番地１
株式会社日本農林社
東京都北区滝野川６―６―５
7　出願公表の年月日　平成23年８月19日

1　品種登録の番号　第22616号
2　品種登録の年月日　平成25年９月４日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Camellia sinensis (L.) Kuntze
4　登録品種の名称　希望（きぼう）の芽（め）
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
水野昭南
静岡県島田市番生寺700番地
7　出願公表の年月日　平成24年２月20日

1　品種登録の番号　第22617号
2　品種登録の年月日　平成25年９月４日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Celosia L.
4　登録品種の名称　Intenz 8545
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Floritec Breeding B.V.
Arent Janszoon Ernststr 202, 1082LT Amsterdam, The Netherlands
7　出願公表の年月日　平成24年１月13日

1　品種登録の番号　第22618号
2　品種登録の年月日　平成25年９月４日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Colocasia Schott
4　登録品種の名称　ちびっこ物語（ものがたり）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
谷本忠芳
大阪府池田市旭丘２丁目２番14号
7　出願公表の年月日　平成23年６月28日